

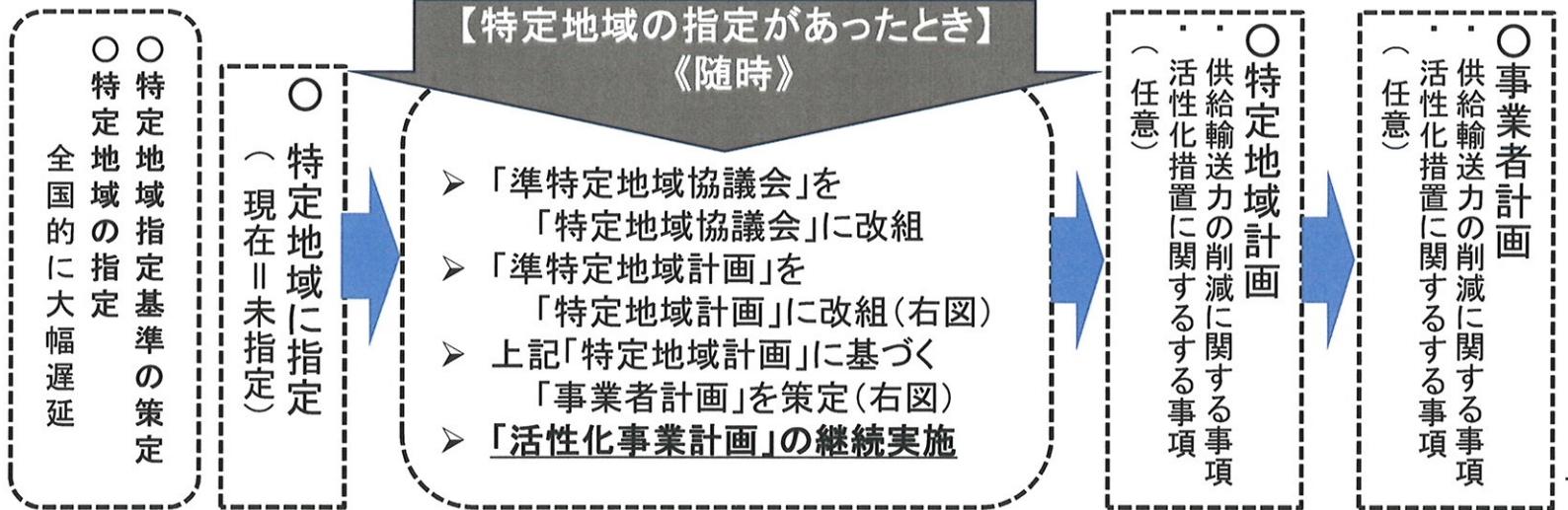
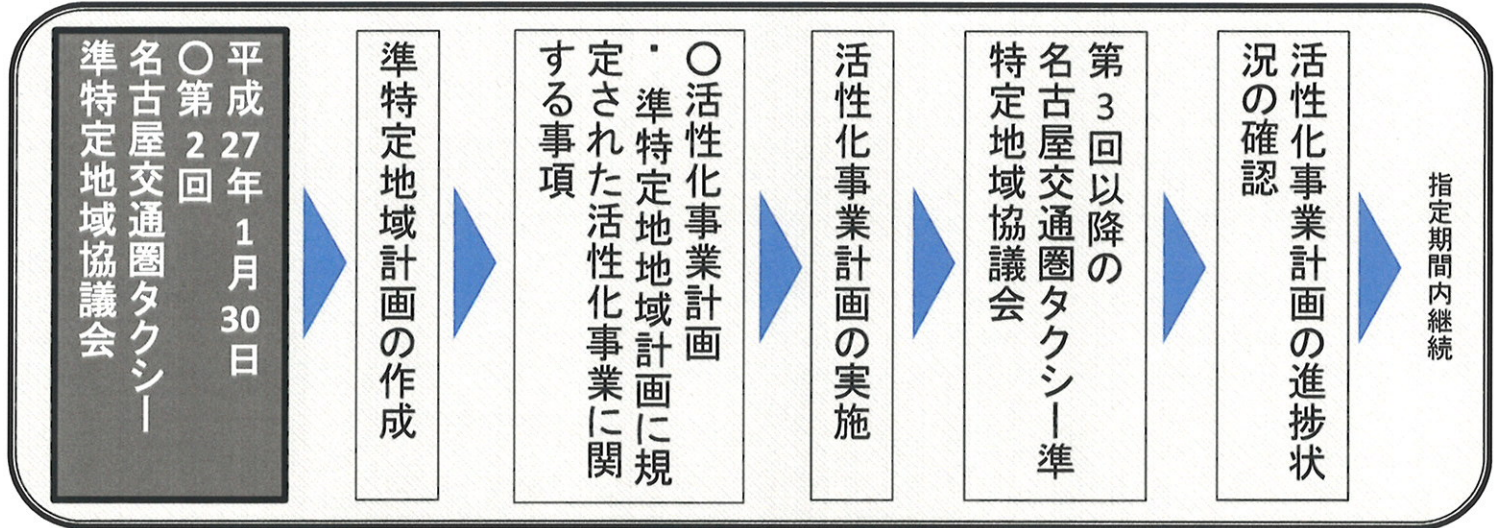
# 名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会の進め方について①(中部運輸局)

資料 2

平成26年1月27日  
 ○特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法一部改正施行

(同日付) 名古屋交通圏タクシー準特定地域に指定

平成26年2月13日  
 ○第1回 名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会





## 準特定地域協議会の目的・役割等(中部運輸局)

### ■協議会の基本的な考え方「基本方針」より抜粋

- 準特定地域協議会は、地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方向性を示し、準特定地域計画の策定主体となるものであり、  
 ……準特定地域におけるタクシー事業の活性化を推進する上での中心的役割を担う。
- 準特定地域協議会にはタクシーに関係を有する地域の多様な関係者が積極的に参画し、当該地域におけるタクシーの位置付けやタクシーに期待される役割について総合的に検討を行うとともに、……タクシー事業の活性化に関する取組を総合的かつ一体的に推進していくことが期待される。

### 名古屋交通圏タクシー準特定地域協議会

#### 【法で規定する構成員】

- 関係地方公共団体の長
- タクシー事業者 等
- 労働組合 等
- 地域住民の代表



#### 【協議会設置要綱で規定する構成員】

- 鉄道事業者、バス事業者  
宿泊施設管理者 等
- 学識経験者
- 関係行政機関
- その他協議会が必要と認める者

地域の関係者で組織される協議会が「準特定地域計画」を作成し、タクシー事業活性化の推進に取り組む

### <タクシー事業の諸問題>

- 収益基盤の悪化、運転者の労働条件の悪化
- 違法・不適切な事業運営の横行
- 道路混雑等の交通問題、環境問題、都市問題
- 利用者サービスが不十分

地域の関係者の連携協力により、需要喚起・新規需要の創出等によるタクシー事業の活性化を図り、諸問題の解決を通じてタクシーが地域公共交通としての機能を十分に発揮できるようにする。  
 (地域住民が移動しやすい環境づくり)

### <留意事項>

地域における関係者の負担軽減と準特定地域協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確保のため、地域公共交通会議や有償運送運営協議会、地域公共交通活性化・再生法に基づく協議会等との連携を期待。